

## インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する登園届

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず園へ連絡して下さい。

下記は、医療機関の指示等をもとに保護者が記入し、登園時に提出して下さい。

医療機関を受診せず、厚生労働省が認可した抗原定性検査キット（研究用不可）の結果に基づいて、次ページの表を記入し提出することでも登園が可能になります。

組	園児名
_____	
保護者名	
_____	
・ <input type="checkbox"/> 受診した医療機関名	_____
<input type="checkbox"/> 自宅での検査キット（研究用不可）	
・ 医師または検査キットによる診断名	
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	
・ 受診日または検査日	_____月 _____日（ _____曜日）
・ 発症日	_____月 _____日（ _____曜日）
・ 解熱日または軽快日	_____月 _____日（ _____曜日）

### ●インフルエンザの場合

以下の①と②の両方を満たした後、登園が可能となります。

①発症した日（急な発熱など）を0日と数えて、5日を経過

②解熱（熱が下がったこと）後3日を経過

※発症とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。

### ●新型コロナウイルス感染症

以下の①と②の両方を満たした後、登園が可能となります。

①発症した日（急な発熱や咽頭痛等）を0日と数えて、5日を経過

②軽快（熱が下がったこと）後1日を経過

※発症とは病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱や咽頭痛等）が始まった日で、その日を0日と数えます。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日を0日と数えて、5日を経過するまでが基準となります。

## インフルエンザの登園停止期間表

日付を記入して下さい

矢印 → の期間が登園停止期間です。

日付を記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	発症後5日	登園可			
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可			
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可		
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可	
発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可

※その後は解熱した日によって登園停止期間が順次、延期されていきます。

## 新型コロナウイルス感染症の登園停止期間表

日付を記入して下さい

矢印 → の期間が登園停止期間です。

日付を記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後 1日目に軽快	発症	軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登園可	
発症後 2日目に軽快	発症	症状有	軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登園可	
発症後 3日目に軽快	発症	症状有	症状有	軽快	軽快後1日	発症後5日	登園可	
発症後 4日目に軽快	発症	症状有	症状有	症状有	軽快	軽快後1日	登園可	
発症後 5日目に軽快	発症	症状有	症状有	症状有	症状有	軽快	軽快後1日	登園可

※その後は軽快した日によって登園停止期間が順次、延期されていきます。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算することとなります。